

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第71号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号及び第2項第9号中「変死者」を「埋葬又は火葬を行う者がなく、又は判明しない死体」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)